

第7回 我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会 議事要旨

■ 日時：令和6年10月17日（木） 17時00分～19時00分

■ 場所：経済産業省別館1031会議室・オンライン併用開催（Teams）

■ 議題：

1. 開会
2. 事務局説明
3. 自由討議
4. 閉会

■ 議事概要

上記議題について広く意見交換を行い、下記のような議論が行われた。

- 制度デザイン検討WGでの検討事項には、法令で定められた点をどう施行し運用していくかの論点が網羅されている。本税制の施行後に毎年課題が出てくると思うが、使い勝手の良い制度とするため、継続的に省令レベルで更新して欲しい。
- 本制度を適用する企業は、研究開発税制を既に適用できている企業であると考えている。対象となる知的財産権としてAI関連ソフトウェアの著作権が含まれているが、テック企業は研究開発費の資産計上を求められていることが多く、適用が難しいと考えられる。当研究会の趣旨としては、海外に移転したIPを日本に戻す施策を検討することと認識しているが、肝心のテック企業が今回の税制の対象から漏れているように思われる。
- 製薬業界は研究開発に10年程度を要してからの販売となる。本税制は措置期間が7年であり、かつ令和6年4月1日以降の取得が前提となっているため、制度活用の効果を実感することは難しい状況にあると感じている。
- 本制度を適用できる企業が限定されることが分かると、今後の制度の改善に繋がると考える。本税制を適用できる企業が限定されている点は、新制度の第一歩としてはやむを得ないが、適用企業の広がり重要な点である。
- 本税制は令和6年4月1日以降に取得した知財が対象であり、さらに特許取得後すぐに収益につながるものではないため、適用事例はしばらく出てこないと考えられる。

どれだけ詳細に検討したとしても、ライセンスの実態は業種や企業規模により異なる。具体的な適用事例が出てくるのはもっと後になる。その間に検討を重ねることが重要である。

- 幅広い業種の委員の皆様で検討されているが、専門性の高いライセンス実務に関わるものは、意見の取りこぼしがないように、知財局や民間企業で知財を扱う団体などにも意見を伺うようにして欲しい。
- 本税制の施行後に実例を調査し、適宜、制度の見直しが行われると想定している。どのくらいのスタートアップ企業が本税制を活用するのか追跡できると有り難い。スタートアップ企業も本税制が適用できると良いと考えている。
- 本税制が租税特別措置透明化法の対象であるとすれば、適用した法人は申告書を提出する際に報告書の提出が求められる。個社名は非公表だが、どのような企業が適用しているか概略化されて公表される。これにより、適用企業の実態が分かると思う。
- 製薬業界において本税制をすぐに活用することは難しいが、研究開発税制の適用を受けることが難しいバイオテックなどのスタートアップには適した制度になっていると感じる。本税制を対外的に広めていくにあたり、この点を押さえることが大事であると考えます。
- 中小企業に対して、本税制を広く周知しないと認知度が広がらないと思う。中小企業が適用を検討する際に、疑問点をどこに聞けば良いのか分かりにくい。中小企業にとって、経済産業省は遠い存在であるため、各自治体の知財センターや地方経産局に問い合わせることが考えられるが、そのような窓口に聞いても担当が違う等の対応がなされると、制度自体が遠い存在になりかねない。できるだけ様々なところで相談できるようにして欲しい。
- 金融機関は知財の価値が分かりにくいいため、中小企業に対する知財担保の融資がなかなか実現しないという実情がある。本税制が開始され、知財が税額の面で有利になると、金融機関の知財に対する意識も増していくのではないかと期待している。
- 対象となる知的財産権の範囲について、個々の対象知財や価値が明確でない契約、特許とノウハウが混在した契約、包括的なクロスライセンスに関する契約などが議論されており、方向性は問題ないと思う。原則として、知財のライセンスや譲渡等の実務に寄り添って欲しいと思うものの、本制度の導入を契機に、ライセンスや譲渡等の実

務慣行の見直しも必要であると思われる。電機・IT 業界の包括的クロスライセンスは、1980～1990 年代にかけて米国で発展した契約のモデルが基となっている。迅速に契約するため、事業の自由度の確保（freedom to operate, FTO）や対価に重点が置かれ、知財の範囲が広範に定められている。そのため、個々の知財の価値が適切に評価されていない実態がある。個々の知財の価値を尊重する契約が増えることで、知財と所得との適正な紐づけが進むと考えられる。

- 対象となる取引相手先の議論について、相手先が対象外事業を行っている場合は本税制の適用対象外であるところ、広く一般に流通しているような製品、ソフトウェアの取引相手先については判別が難しい。ユーザー登録等での判定も一案であるが、すべてに適用できるわけではなく、実務上難しい。制限を設けることで、適用できるビジネスモデルが限定されることが懸念される。一般的に、本税制のように恩恵を受ける際は今回のような対象外事業関連の制限が入ると伺っているが、研究開発税制についてはこのような制限はない認識である。対象外事業を設ける必要がある背景が、よく理解できない。
- 資料 3 の p16～19 について、対象となる 1 つの特許権に複数の契約がある場合、損益通算で問題になる可能性がある。契約の文言により損益通算の対象となるか否かが判断されるため、企業側に恣意的に操作されないように何かしら補強をする方が良い。
- 資料 3 の p17 における対象知財とノウハウ等が一体不可分の取引について、契約書等で対価の額が明らかにされている場合が前提となっているが、個々の特許権について対価は決められておらず、パッケージで複数の特許権をライセンスする場合には個々の特許権の対価設定は難しい状況である。対価のあり方や金額の決定は、今後検討の余地があると認識している。
- 資料 3 の p21 の確認プロセスについて、経済産業省は制度対象知財であることの確認を行うが、税の控除額の算定までは踏み込まないと理解した。特許が認定され経済産業省から証明書を受領し、いつ頃から控除を受け始められるか等、実務者が時間軸をイメージできるようにガイドラインに記載があるとよい。
- 本税制の適用に当たり、経済産業省から証明書を事前に入手して確定申告書に添付する必要があると理解しているが、事業年度末から税務申告までの期間が他国に比べて短いため、申請を受け付けている数か月間に申請が集中すると推測される。どのような粒度で精査するかの問題になるかもしれないが、企業ごとにユニークで複雑な対象知財や所得の精査、並びに、業界団体による AI 関連ソフトウェアの事前証明等につい

て、一連のプロセスを限られた期間の中でどれだけできるのか、若干の懸念が残る。将来的に申請件数が増えても破綻しないような制度設計が必要である。経済産業省による証明書発行のリードタイムや、経済産業省による事前審査と確定申告書提出後の調査官の確認項目との棲み分けも重要な論点になると思われる。

- 企業の会計実務において安心感を持って対応できるよう、タイムラインをイメージできるようにガイドラインに記載して欲しい。多くの企業は3月末の決算であり、ライセンス所得のとりまとめ等もこの時期に必要である。経済産業省への確認にはどのくらいの期間を想定しておけば良いのか、実際に決算に反映できるのは何月頃等、実務上の社内の会計処理のタイムスパンがイメージできると良い。
- 資料3の p14 に AI 関連ソフトウェアの範囲についての記載があるが、社内の経理部や知財部では適用を判定することが難しいため、相談の対象とする知的財産を社内で決定するのに時間がかかる。また、業界団体による証明書の発行後に経済産業省による承認を取得し、それから税務申告という流れであるため、それら全てに時間がかかる。会計処理や税務申告のタイムラインから逆算し、いつまでに何をするべきかをガイドラインに記載してもらえると、経理部門としては関係者にスケジュールを周知しやすい。
- 企業は税務当局から否認や更正されないかを懸念する。経済産業省で税制に関する相談を通年で受けることになっていると思うが、そのような相談だけでは難しいと考えるので、国税庁にも本制度に関する専門の相談窓口ができると良いと思う。
- AI 関連ソフトウェアの相談窓口について、秘匿性を維持した上で相談できるのかが気になる。
- AI 関連ソフトウェアは生き物であり、ビジネス上 AI の要素を減らした普及版を開発する等、マーケットの需要を読みながら変化していくものである。資料3の p21 における継続的な申請について、変化点をどのように追っていくのかについても記載されると有り難い。
- 資料3の p23～24 について、対象の知的財産権を絞っているが、控除額の計算の際に按分やみなしの領域が出てくると想像できる。企業の損益を切り分けることは仕方がないが、企業側で税制適用を受ける際のハードルとなる可能性がある。後々、税務当局との見解の相違が生じないように、ガイドラインの中で具体的なケーススタディが豊富に示されると、企業は安心して本制度を利用できる。本制度の施行後に追加的に

記載していく形でも良い。

- 資料3の p23 のその他個別論点について、第三者との取引でも取引価格の妥当性等を説明できる必要があると理解している。これは移転価格税制の概念から考えると違和感がある。関連者間取引での悪用を防ぐため Arm's Length Price の取引価格となっているか検証する必要があるというのはわかるが、第三者との間の価格設定は交渉価格によるものであるので、妥当性を説明する必要性がある点について理解しきれていない。第三者の定義に関連するかもしれないが、具体的にどのような妥当性の説明が必要なのか。通常は第三者取引が Arm's Length Price かどうかの検証は行わないため、妥当性の説明方法が具体的に記載されると、現場の混乱を防ぐことにつながると思われる。
- 本税制は計算が非常に複雑であるため、ガイドラインにおいては文章による説明のみならず、サンプルケースや事例集等も充実して欲しい。例えば、資料3の p24 のその他個別論点について、記載された文章から計算方法を理解することは難しい。このような論点についても、ナラティブなガイドラインに加えて、図表や具体的な計算事例を記載してもらえると有り難い。
- 法律や条文のみでは解釈が分かりにくいいため、制度や条文の意図について、逐条解説のように背景事情をガイドラインに盛り込んで欲しい。知財の保有者が迷うことなく判断でき、また、申請の対象や金額の計算方法が企業によって異なったり、相談した人によって答えが違ったりすることを避けるために、できるだけ理解しやすいガイドラインを作成して欲しい。
- AI 関連ソフトウェアの範囲について、どこまでの機能を持ってして AI 関連ソフトウェアと判断するのか、また、ソフトウェアの AI 部分のみを切り出すことは難しいため収益をいかに対象とみなしていくのか、この二点について事例を集めることが必要である。
- ガイドラインにおいて、特許と AI 関連ソフトウェアの両方に該当する記述と、片方にしか該当しない記述がある場合に、読み手が混乱するため、記載方法を配慮してもらえると有り難い。
- 今後予定されているパブリックコメントで得られた意見を丁寧に見ていただき、追加の FAQ による解決も検討してもらえると有り難い。

以上

お問い合わせ先
経済産業省イノベーション・環境局
研究開発課
電話：03－3501－9221